

「(仮称) 新交通西風新都線建設事業 環境影響評価実施計画書」
に対する追加質問の概要とその回答

項 目	質問の概要 (文書での追加質問)	都市計画決定権者の回答	該当 ページ
動 物	動物の調査項目が陸生生物のみで、水生生物が選定されていないが、事業計画地周辺の石内川においてゲンジボタルが確認されている情報や「石内まちづくり基本構想」(平成 18 年 12 月、石内まちづくり協議会)において、石内地区の主要プロジェクトとして、「川の再生とホタルの里づくりプロジェクト」が掲げられていることを踏まえて、水生生物の環境影響評価の必要性について見解を示されたい。 (保坂委員)	動物については「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年版)」(国土技術政策総合研究所、土木研究所)に示されている目安を参考に事業計画地から 250m を調査範囲(=影響範囲)と設定しています。 本事業は石内川を含む河川を直接改変する事業ではありません。 また、工事排水は水質汚濁防止法の排水基準等を満たして排水するため、水生生物に与える影響は極めて小さいと考えています。 このため、現時点では水生生物を動物の環境影響評価の項目として選定していませんが、環境影響評価審査会等の意見を踏まえ検討します。	162
廃棄物等	工事の実施に伴う廃棄物等(廃棄物・残土)の発生量が予測項目として設定されているが、これには NATM によるトンネル掘削時に発生する濁水も含まれているのか。 また、一般に NATM によって発生する排水の発生量を予測することは可能なのか。 (香田委員)	広島市環境影響評価条例の技術指針によると、廃棄物等とは「一般廃棄物、産業廃棄物、残土(掘削、浚渫等を伴って発生する土砂で廃棄物に該当しないもの)等」とされています。 トンネル掘削時に発生する濁水は、主に地山からの湧水とトンネル掘削土の混合物です。 その濁水は、濁水処理施設により処理水と沈殿物に分離します。 沈殿物については、産業廃棄物として処理することから、その発生量を予測します。 処理水については、水質汚濁防止法の排水基準等を満足していることを確認した上で公共用水域や下水道へ排水することから、廃棄物等に該当しません。 なお、排水量(地山からの湧水量)は、地山及び掘削部の状況により大きく異なるため、予測することは困難です。	178